

# 大阪地裁における調査官の業務について

審査第一部 計測 立澤 正樹

## 抄録

大阪地方裁判所における裁判所調査官としての経験を基に、裁判所調査官制度の概要を説明するとともに、裁判所調査官からみた大阪地方裁判所知財部での侵害訴訟の流れを紹介する。そして、これらから裁判所調査官に求められると考える資質について述べることとする。

## 1. はじめに

宣誓書による二度目の宣誓を行なった後、「大阪地方裁判所裁判所調査官を命ずる。大阪高等裁判所裁判所調査官に併任する。」と、大阪地方裁判所長よりの辞令を、平成25年10月に受けました。これが、大阪地方裁判所での裁判所調査官としての仕事の始まりでした。

裁判所調査官の仕事をすることを希望してここに来たのですが、この時点では、大まかな仕事内容は理解していたものの、その実際はわからず、さてどうなることやらと不安がっぱいの始まりでした。

筆者は、平成25年10月から28年9月までの3年間にわたり、大阪地方裁判所裁判所調査官として勤務する機会を得ました。特許庁を離れて仕事するのも初めて、大阪という土地で生活するのも初めてであり、いろいろと手探りの状態でのスタートでした。特に、仕事に関して、今の自分に何ができるのだろうか、実際に務まるかとの不安、じっくり勉強ができるという期待が入り混じっていた状況でした。しかし、実際の業務は、すべてが勉強であり、想像以上の経験をできたと感じ、そのため、3年という期間はあっという間でした。

この間、特許庁では、FA期間目標が達成され、特許の質の向上を図るための各種施策が実行されてきました。特許の質が向上して強く安定した特許権は、特許権侵害訴訟で有効に活用されるであろうと私は考えておりました。そして、特許審査業務に戻った今は、質の良い特許を付与するにはどのように審査したらいいのかを日々考えています。

裁判所調査官の業務内容については、これまでも、様々な視点から調査官経験者、司法関係者の方々から多く紹介されていたと思いますが、大阪地方裁判所の裁判所調査官という観点から今一度振り返るという意味も込めて、裁判所調査官の業務について、経験することにより何をできることができたのかなど、本稿で紹介したいと思います。

なお、紹介する内容については、筆者の個人的な経験、感想によるものであり、特許庁および大阪地方裁判所をはじめとした裁判所（最高裁判所）の見解ではないことを予めご了承ください。

## 2. 裁判所調査官とは

### (1) 法律上の地位

裁判所調査官は、裁判所法第57条に定められて

いる常勤の裁判所職員です。

### 裁判所法第57条(裁判所調査官)

最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

2 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件(地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。)の審理及び裁判に関して必要な調査その他の法律において定める事務をつかさどる。

裁判所では、裁判所調査官と呼ばれる人々として、最高裁調査官、知財関係と税務関係の調査官が在職しております。これら裁判所調査官は、同法第65条の規定に基づいて、裁判所調査官として任命され、各裁判所での勤務を命じられるのです。このうち、最高裁調査官は最高裁判所の事件を取り扱う方々で、裁判官(判事)から任命されます。

身分については、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項について定めた法律(裁判所職員臨時措置法)に基づいて、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国家公務員倫理法など、行政に属する国家公務員と全く同じ法律が適用されます。

同じ法律が適用される身分ではありますが、特許庁から裁判所に出向する際には、一度退職をし、再度入庁するという手続きをとり、行政から司法へ異動することになります。そのため、二度目の宣誓書による宣誓を行なったのです。

### (2)裁判所調査官制度と任用

私たちが関係する知財関係の裁判所調査官が配置されたのは、東京高裁(知財高裁)が昭和24年、東京地裁が昭和41年、大阪地裁が昭和43年からであり、現在、知財高裁には11名、東京地裁には7名、大阪地裁には3名の調査官が配属されています。ちなみに、大阪地裁には他に税務関係の調査官が1名在職されています。

知財関係の裁判所調査官が置かれた趣旨は、専門的、技術的知識を必要とする事件には、一般に内容の複雑なものが多く、その審理期間も長期に及んで

いることから、裁判所を補助する者に必要な調査を命じ、裁判官の判断の資料とすることで、負担の軽減を図り、事件の能率的な処理を図るというものである、とされております(知的財産訴訟検討会、第5回会合(平成15年2月28日)配布資料1「専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度に関する現状と課題」、首相官邸HP)。

上記の趣旨からすると知財関係の裁判所調査官の存在意義は非常に高いものであると考えられますが、その存在は、全国に計21名しかおらず、裁判所内においても稀有の存在、レアキャラであり、まして一般には全く知られていない存在であり、いかなる仕事を行なっているのかは理解されていない存在となっております。実際、大阪地方裁判所には平成28年4月現在、合計1078名の裁判官、一般職の職員が在籍しておりますが、その中の3名でしかないのです。(職員数については、大阪地方裁判所HPより)

この裁判所調査官、以前はすべてが特許庁出身者で構成されていたのですが、現在は知財高裁と東京地裁に1名の弁理士出身者の方がおられます。筆者が在職した大阪地裁では3名とも特許庁出身者で、その内訳は、機械担当、化学担当、電気担当です。ここで一つ疑問が考えられます。特許庁では部として4部、それを技術に応じて多数の審査長単位の部屋に分割して、審査を行なっていますが、それを3名3担当分野でカバーできるのかということです。この点については、後ほど説明します。

### 3.大阪地方裁判所における侵害訴訟

裁判所調査官の業務を説明する前に、筆者が実際に勤務した大阪地方裁判所知的財産権専門部(以下、「知財部」とする。)の説明をします。この知財部では審理モデルに基づいた計画審理を行っており、筆者はこの審理モデルに基づいた現場で業務を行なっておりました。

#### (1)大阪地裁知的財産権専門部(HP:[http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki\\_ip/index.html](http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html))

大阪地方裁判所の裁判部門は通常の裁判を行う通常部の他に、破産事件、知財事件等特殊な事件を扱

う特殊部があり、そのうち知的財産権に関する事件を扱う専門部として第21・26民事部が知的財産権専門部(知財部)を構成しています。

この知財部で扱う知的財産権に関する事件は、下記の通りです。

(あ) 民事訴訟事件

- (ア) 特許権、(イ) 実用新案権、
- (ウ) 意匠権、(エ) 商標権、
- (オ) 著作者の権利、出版権、著作隣接権、
- (カ) 回路配置利用権、(キ) 種苗法上の育成者権、
- (ク) 不正競争防止法に関する事件、
- (ケ) 商法12条及び会社法8条(商号)、
- (コ) パブリシティの権利に関する事件
- (い) 民事保全事件(仮処分、仮差押え)
- (う) 民事調停事件

これらのうち、特許権等に関する訴えの場合、その管轄が専属管轄となっています(民事訴訟法6条1項)。具体的には、特許権等に関する訴えとされる(ア)特許権、(イ)実用新案権、(カ)回路配置利用権又は(オ)プログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え、について、民事訴訟法4条、5条の規定によれば東日本の地方裁判所(東京、名古屋、仙台、札幌高等裁判所の各管轄区域内)に管轄権がある場合は、その訴えは東京地方裁判所の管轄に専属し、西日本の地方裁判所(大阪、広島、福岡、高松高等裁判所の各管轄区域内)に管轄権がある場合は、その訴えは大阪地方裁判所の管轄に専属することにしたのです。これは、特許権等に関する訴えを、専門的処理体制の整った東京地方裁判所と大阪地方裁判所に集中することにより、審理の一層の充実及び迅速化を測るためであります。その結果、知財事件に関連する裁判所調査官も東京地裁と大阪地裁に配属されているのです。

この知財部には、筆者が在籍していた当時、第21・26民事部で裁判官5名、裁判所調査官3名、裁判所書記官6名が在籍しており、それぞれが隣接した裁判官室、調査官室、書記官室で職務を行っていました。このように各室が隣接していたため、仕事に関してそれぞれの部屋に報告、相談、連絡を気軽に行うことができ、筆者としては非常に仕事が

しやすい環境であったと考えております。

余談ではありますが、下級裁判所事務処理規則等、各種規則を参酌しても、「調査官室」を置くという規定は存在しないようです。これは慣例として行われていることのようにです。

(2) 特許権侵害訴訟の審理モデル

筆者が在籍した知財部では、次に示す審理モデルを利用した計画審理を行っていました。

審理モデル(大阪地裁知財部HPより)

特許・実用新案権侵害事件の審理モデル

大阪地方裁判所知的財産権専門部(第21・26民事部)

当事者の充実した訴訟準備	
侵害論の審理	
0	訴え提起 基本的証拠の提出 (公報、登録原簿、侵害行為関係、事前交渉関係) 被告：答弁書の準備
30日	口頭弁論① 原告：訴状陳述 被告：答弁書陳述(属否論についての反論) (期日間) 被告：先行技術の検索(～90日) 双方：属否論の主張・立証準備
40日	弁論準備① 原告：第1準備書面 (属否論についての再反論) (被告：第1準備書面) (期日間) 被告：無効論の主張・立証準備
70日	弁論準備② (原告：第2準備書面) 被告：第2準備書面(無効論の主張) 弁論準備②において、属否論にめど
40日	弁論準備③ 原告：第3準備書面 (無効論についての反論) (被告：第3準備書面)
110日	弁論準備④ 被告：第4準備書面 (無効論についての再反論) (原告：第4準備書面) 弁論準備④において、無効論のめど (期日間) (裁判所：専門委員の指定)

	50日		
240	弁論準備⑤	技術説明会の実施	
	40日		
280	弁論準備⑥	裁判所： <input type="checkbox"/> 口頭弁論②・終結 <input type="checkbox"/> 和解 侵害論の判断	
.....			
損害論の審理			
	30日		
310	弁論準備⑦	被告：売上、利益率の開示、売上に 関する基本的な証拠の開示 原告：損害主張整理、証拠の提出	
	30日		
340	弁論準備⑧	<input type="checkbox"/> 口頭弁論②・終結 <input type="checkbox"/> 和解 双方：主張・立証の補充	
(平成25年3月改訂)			

この審理モデルでは、侵害論と損害論の審理全体を視野におき、訴えの提起から約1年程度で、判決又は和解によって紛争解決するように想定しています。

ここで、特許権侵害訴訟を例に考えると、侵害論とは、原告特許権を被告製品が充足するか否かを判断する充足論、原告特許権が先行技術等により無効であるか否かを判断する無効論に分けられ、損害論とは先の侵害論において、原告特許権が無効ではなく被告は原告特許権を侵害すると認められた場合に、その損害を判断するものです。裁判所調査官としては、基本的に、充足論と無効論からなる侵害論の部分の調査を担当することになり、損害論の部分で関与することはあまりないです。筆者も損害論の部分で関与した事件は数件です。

## 4. 業務内容

### (1) 担当事件

地方裁判所の裁判所調査官は、裁判官から調査命令のあった事件のみについて基本的に調査することになります。そして、対象となる事件は、主に特許権、実用新案権の侵害に関するものではありましたが、それ以外に職務発明の対価請求事件であっても技術的な内容であれば当然調査対象ともなります。また、対象以外の事件についても、裁判官が技術的に疑問に思われた点、特許だけではない知的財産権一般に関する内容、特許庁の手続等について、相談を受けることがありました。

大阪地裁では、知財部に訴状が届くと、まず担当部の決定、受命裁判官（主任裁判官）の決定、担当書記官の決定が行われます。その後、当該事件の内容に応じて裁判官から調査命令が指示されると、事件書面の写しが調査官室に配布されます。この写しに基づいて、調査官は調査を行い、その後に両当事者から提出された書面の写しも担当する調査官にも逐次配布されます。ここでいう調査とは、技術に関する調査、調査結果の資料作成・報告などを指します。

調査官室に配布された事件は、各調査官へ配てられます。この配てんは、基本的には担当分野（機械、化学、電気）に応じて行われますが、この3分野で全ての技術をカバーできるとは考えられません。そのため、調査官一人の技術的守備範囲は非常に大きいものとなります。また、大阪地裁では、各担当が1名しかいないため、担当分野の調査官間での得手不得手に応じた調整を行うこともできません。特許庁における担当技術外であることを理由とする分担変更のようなこともできません。筆者は、電気担当として調査を行っていたのですが、電気関係、インターネット関係等純粋な電気関連技術以外にも、日用品、土木関連、ゲーム、機械の制御関連等様々な技術の調査を行い、幅広く経験させていただきました。

筆者のように電気担当調査官として赴任した場合、プログラム著作権についても担当することになります。これは、先に述べた大阪地裁知財部が取り扱う事件のうち、著作権の権利に関するものであり、その中でプログラムの著作権に関する事件の調査を担当することになります。当然なのですが、この事件を取り扱うためには、プログラムに関する知識だけでなく、著作権法に関する知識も必要となります。特許庁では研修等で著作権法に関する勉強はありますが、業務として取り扱うことはない法律です。筆者も研修で勉強したことはありましたが、それ以上の知識はありませんでした。

### (2) 日常業務

#### (ア) 調査（資料作成、技術説明）

主に担当する侵害事件の審理は第1回口頭弁論で、原告の訴状陳述、被告の答弁書陳述が行われま

す。しかし、この時点では通常実質的な内容まで審理が進行することはなく、それ以降の手續において、原告、被告の両当事者は互いに書面を提出し、争いが展開されます。

そして、調査官に事件が配てられたのち第1回口頭弁論までの間に、合議体を構成する3名の裁判官に対して、事件の技術説明を中心に説明を行います。これは、調査官が用意した資料に基づいて裁判官に事件の技術、特に侵害事件では原告特許権、被告製品に関する技術の説明を行い、裁判官が事件を理解することをサポートしております。当然、この資料は技術に関する内容であり、多くの経験を持つ審査官であっても理解しにくい技術もあります。そのため、図面を活用し、マーカーによる色付け等色彩を利用するなど工夫して、解りやすいものとするように心がけるようにしておりました。

この第1回口頭弁論期日以降、両当事者双方から書面が提出されますが、それらについても検討を行い、必要に応じて、裁判官への資料の提出、報告を行います。また、裁判官から要請により意見を述べることもあります。その際には、いままで提出された書面の確認、必要に応じた資料の作成を行い、準備して望みます。

なお、これら書面の提出は通常、裁判所から当事者に対して、期日の一週間前までと指示がなされます。通常、調査官が書面の検討、資料の作成を行うことができる期間はある程度あるのですが、当事者からの書面の提出が遅れる場合が多々あり、その場合でも期日に間に合うように、検討、資料作成を行う必要がありました。

筆者は、着任した当初、裁判所と特許庁のそれぞれでの手続きの違いに戸惑いがありました。特許庁での審査・審判手續は職権探知主義であり、裁判所の訴訟手續は弁論主義なのです。両方の手續は、事実を法規にあてはめて、法規に定められた効果が生じるか否かを判断するという構造は変わりません。このような判断をするには事実及びそれを客観的に裏付ける証拠が必要となるのです。特許庁の審査・審判ではこの証拠は審査官・審判官が自ら検索し、発見した引用文献が相当します。しかし、判断の基礎となる証拠の収集を当事者の権能と責任に委ねる原則が弁論主義なのです。すなわち、両当事者に主

張がなく、それを裏付ける証拠の提出もない場合は、判断の基礎とすることはできないのです。筆者は、当初ある事件において、被告の主張では足りないが、原告の特許権は無効であると考え、無効理由を構成して裁判官に報告しようとしたことがありました。その時は気がつき、修正して報告し、その後はこのようなことはなかったのですが、これも勉強となりました。

#### (イ) 期日立ち会い

裁判は、第1回口頭弁論を経て、通常、弁論準備手續(民事訴訟法第168条―第174条)によって行われます。

大阪地裁では、第1回口頭弁論以降、侵害論の終結まで基本的に全ての期日に裁判所調査官が立ち会います。全ての事件に立ち会うため、審理の進行状況を理解することができ、この点は裁判官への資料作成に関して非常に有用であると感じました。

また、毎回の期日後に、裁判長、受命裁判官(主任)と担当調査官で簡単な進行上の確認を行うことが多かったです。これは、期日前に理解した内容の確認、期日における当事者の発言の確認、今後の審理方向等が確認されます。筆者はこの期日後の確認が、事件審理理解に大いに役立ったと考えております。

なお、期日後に裁判所書記官により作成される調書には、調査官氏名とともに、調査官が立ち会った旨が記載されます。

ちなみに、大阪地裁では、口頭弁論は法廷で、準備手續は法廷もしくは準備手續室で行われます。その際、調査官は裁判官が部屋に入る前に先に入り、書記官に指定された席に座って裁判官を待ちます。終わった際には裁判官の後について一緒に退室します。余談ではありますが、知財訴訟のベテラン弁護士の方は、審理がある程度進行し、裁判所の判断が示されるとき、調査官と書記官の座る位置によって、その結果が推測できると伺いました。

通常の弁論準備手續は、準備書面の陳述と証拠の確認で終わることが多いです。しかし、当事者の主張がよくわからないとき、裁判官から当事者に釈明を求めるときなど、必要に応じて議論が行われることがあり、稀ではありますが、当事者が激論を交わすこともあります。そのような議論が行われた場合、

裁判官から調査官にその場で質問等を求められることがあります。これは、民事訴訟法第92条の8の規定により、調査官は、口頭弁論等の期日において当事者に対する発問が行えることに基づくもので、筆者も数回ではありますが当事者に質問をしたことがありました。

#### 民事訴訟法第92条の8

裁判所は、必要があると認めるときは、口頭裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に関して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

- 一 次に掲げる期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すこと。
- イ 口頭弁論又は審尋の期日
- ロ 争点又は証拠の整理を行うための手続
- ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続
- ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うための手続
- 二 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発すること
- 三 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること
- 四 裁判官に対し、事件につき意見を述べること

#### (ウ) 報告書の作成

侵害論の審理が終わりに近づくと、裁判官から報告書の作成の指示がなされます。報告書は、事件の性質によりどのようなものを作成するのかそれぞれ異なり、侵害・無効に関する全ての内容を作成する場合、今まで作成した資料をまとめる場合、指示された争点に関して作成する場合等、様々のものがありました。そして、この資料に基づいて、まとまった形で事件につき、意見を述べます。ただ、毎回の期日後に当事者が問題とする争点及び進行の確認を行っているため、裁判官が求める内容の報告書作成にさほど困難は感じず、調査官としては非常に仕事

がやりやすかったと感じました。

#### (3) 大阪高裁の仕事

大阪地裁の裁判所調査官は、大阪高裁にも併任しており、そちらでの仕事もします。ただ、特許権等に関する訴え等の管轄の問題（民事訴訟法6条3項）により、特許権等に関する訴えの終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）の管轄となるため、大阪高等裁判所にできません。そのため、特許権等に関する事件を担当することはないのですが、技術に関連する事件の相談を受けることはありました。

#### (4) 研修

調査官向けの研修は用意されておらず、筆者も一度も研修を受けることはありませんでした。ただ、大阪地裁では、司法修習生の研修の講師をやりました。年4回司法修習生が知財部に研修に来た際、事例を用い、特許公報の読み方、特許性の判断等について説明を行うものです。

#### (5) 会議等

調査官は、年に4回の「知的財産権部研究会」、東京地裁との2庁協議に参加することがあります。2庁協議が隔年で大阪開催である他は、すべて東京での開催となるため、大阪地裁に勤務する筆者らは出張で参加することになります。

### 5. 裁判所調査官に求められる資質

機会があれば裁判所調査官として仕事をしてみたいという方のために、裁判所調査官としてどのような資質が求められるかを筆者の経験から僭越ながら述べたいと思います。

裁判所調査官は、技術に関しては専門家であり、侵害事件における侵害論、無効論の技術的なサポートについては即戦力であると考えられております。これらは、日々普通に審査、審判業務を行なっていれば身につく知識でありますし、その点については問題ないと考えます。

それとあわせて、特許庁出身であることから、特許制度のみならず知財制度の専門家でも考えられております。当然のことですが、特許の審査については知っていても、手続きについてはわからない、特許制度はわかるけど、意匠、商標の制度はよくわからないということは許されません。それらをすべて知っている必要はないと考えますが、大まかな流れ、どこを調べればわかる、どこに聞けばわかるということぐらいは理解している必要があると思います。

また、裁判官への調査報告は、資料・報告書による報告、口頭での報告があるので、わかりやすい資料・報告書を作る力、口頭で伝えるコミュニケーション能力も必要であると考えます。様々なことを理解されている裁判官の方でも、専門用語を多く使って資料を作ることではすぐに理解してもらえないことは明らかでありますし、伝え方が悪いと間違った情報が伝わることもあるのです。

これらに加え、大阪地裁の場合、裁判所調査官が3名しかいないということもあり、幅広い技術的な知識があるに越したことはありません。しかし、そのような知識以上に、何事にもチャレンジする気持ちが重要であると考えます。筆者自身、特許庁で担当した分野はそれほど多くなかったですが、何事でも知りたいという好奇心は強かったと思います。

## 6. むすび

以上、筆者の経験に基づいて、大阪地裁における裁判所調査官の業務内容を紹介しました。在籍した三年間は、調査に専念することができ、非常に分厚い書類であっても理解するための時間があり、毎日が勉強で、非常に充実したものでありました。また、裁判所という普段その内部を見ることができない組織に所属することにより、得難い経験ができたことは明らかです。ただ、一番よかったと思うことは、現在審査業務に戻り、いい特許、強い特許とはどのようなものなのであろうと、常に意識するようになったことであると思います。その答えはいつ出るかわかりませんが。

### Profile

立澤 正樹 (たつざわ まさき)

平成 10 年 4 月 特許庁入庁 (審査第二部事務機器)

平成 14 年 4 月 審査官昇任

以降、審査調査室、国内留学、審判第 5 部門を経て、

平成 25 年 10 月 大阪地方裁判所辞職出向

平成 28 年 10 月 審査第一部計測 (物理測定) (現職)